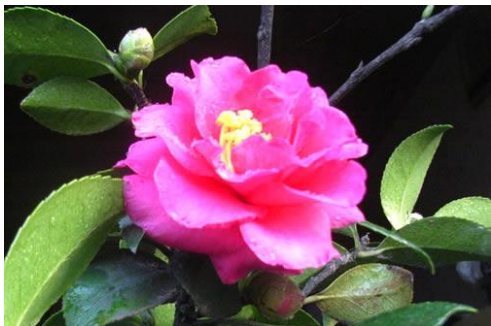


# 関島社会保険労務士事務所便り 2022年 11・12月号

**関島社会保険労務士事務所**  
 （ひがし東京中小企業者組合）  
 社会保険労務士・行政書士  
 関島 康郎  
 〒125 - 0041  
 東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12  
 電話：03-3609-7668  
 HP：http://www.srseki.info



山茶花（さざんか）

## 10月から求人募集のルールが変更

10月から法律が改正され企業が労働者の募集を行う際のルールが変更になっています。

### ◆求人情報の的確な表示

求人企業に「求人情報」や「自社に関する情報」の的確な表示が義務付けられ、虚偽や誤解を生じさせる表示が禁止されています。

例えば、営業中心の業務を「事務職」と表示したり、固定残業代を採用する際に基礎となる労働時間を表示せず基本給に含めて表示するなど、下表のような場合が該当します。

また、求人情報を正確・最新の内容に保つための措置が求められ、募集を終了・内容を変更したときは速やかに自社サイトや求人メディア等に変更依頼しなければなりません。

### ◆個人情報の収集目的を具体的に

応募者の個人情報を収集する際は、応募者が想定できる程度に具体的にその目的を明らかにしなければなりません。例えば、「面接日程の連絡のため」「当社の募集内容に関するメールマガジンを配信するため」などです。

### 求人募集の注意点と「誤解を生じさせる表示」例

業務内容	職種や業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いない
	× 営業中心の業務を「事務職」と表示 × 契約社員の募集を「試用期間中は契約社員」など、正社員の募集であるかのような表示 × 請負契約の案件であることを明示せず、労働者の募集と表示する
	固定残業代を採用する場合に、基礎となる労働時間等を明示せず、基本給に含めて表示するようなことはしない
賃金	× 【月給】 32万円 ○ 【基本給】 25万円 【固定残業代】 7万円 ※時間外労働の有無に関わらず15時間分を支給。 15時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
	モデル収入例を、必ず支払われる基本給のように表示しない
	× 【給与】 400万円～ 【モデル給与】 1000万円～ ○ 【給与】 400万円～600万円 ○ 【給与】 400万円～600万円 【モデル給与】 556万円
募集者名	優れた実績を持つグループ会社の情報を大きく記載する等、求人企業とグループ企業が混同されるような表示をしない
	× A社のグループ会社B社の求人を、「A社は高度なITエンジニアのスキルを持った方を必要としている」と表示

# 男性の育休促進のための「出生時育児休業」

## ◆新設された出生時育児休業

育児介護休業法の改正により、この4月より、本人または配偶者の妊娠・出産の申出があった場合、事業主には育児制度の周知及び育児休業の取得確認をすることが義務付けられました。そして、この10月からは、「出生時育児休業」が新設されました。

この出生時育児休業は、配偶者の産後休業中に男性の育休促進を推し進めるためにできたもので、次の特徴をもっています。

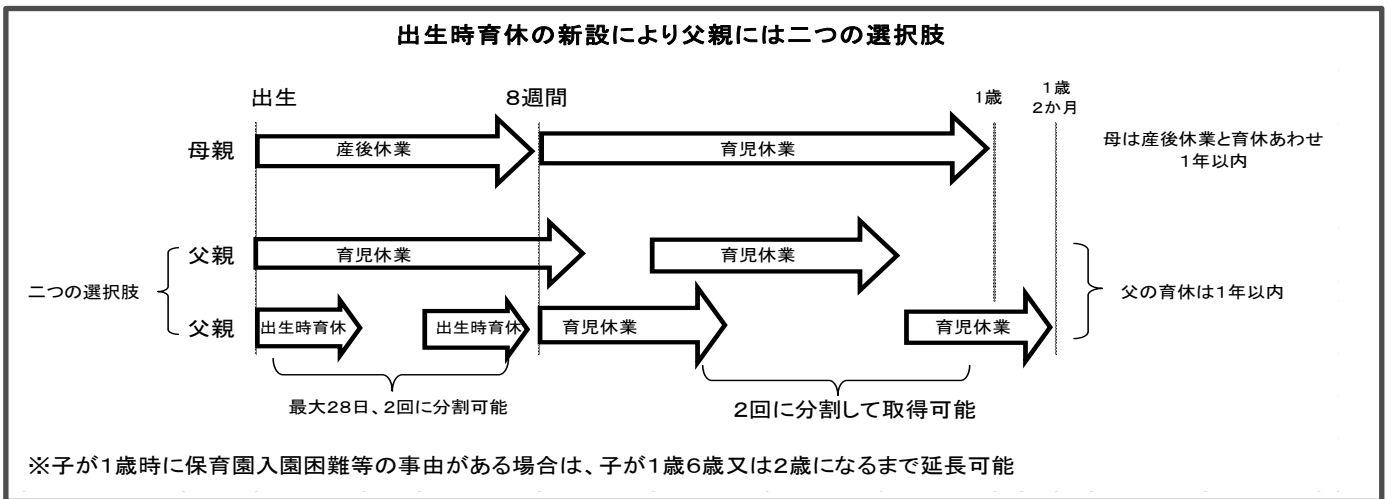
(1) 子の出生後8週間以内に4週間(28日)まで取得可能な休業であること。

(2) 2回まで分割取得が可能となっていること

(3) 労働者と使用者が合意した範囲で休業中の就労が可能となっていること

## 1 子の出生後8週間以内に4週間まで

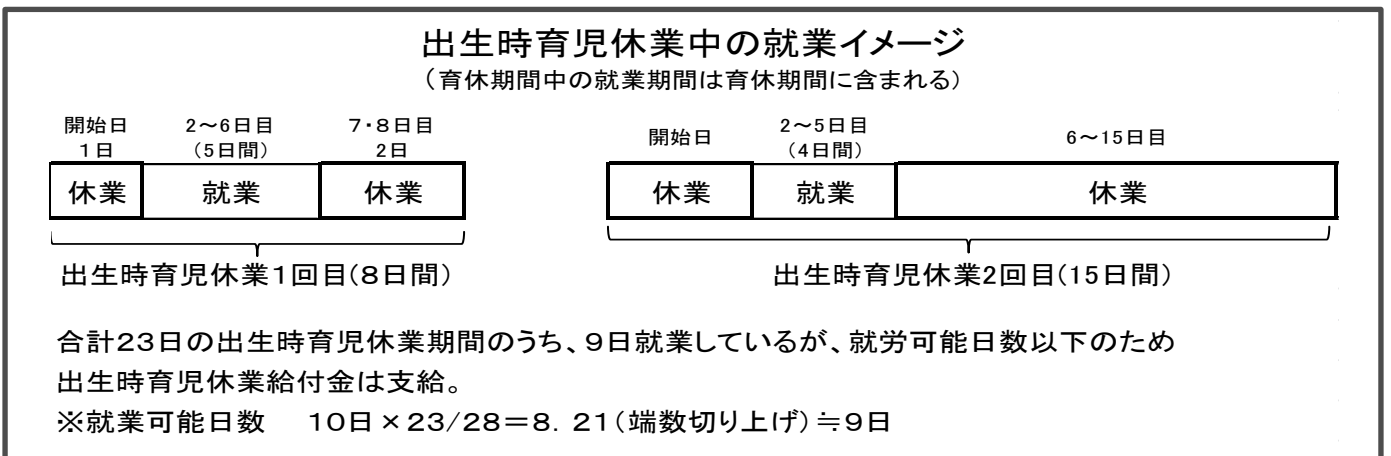
これまで、子の出生後8週間以内の育児休業は1回しか取れませんでした。この通常の育休に加えて、新たに4週間以内で2回まで分割可能な出生時育児休業が新設されました。その結果、父親には二つの選択肢ができました(下図)。



## 2 出生時育児休業期間中の就労

この出生時育児休業は、労使協定があり、労働者が同意した場合に限り、出生時育児休業期間中に就業することができます。就業可能日数は、出生時育児休業期間28日の場合10日(10

日を超える場合は80時間以内)です、出生時育児休業期間が28日以下の場合の就業可能日数(可能時間)は比例付与で端数は切捨てになります。下図参照。



# 高卒初任給 最低賃金1,072円を下回る事態

正社員の給与がなかなか上がらない今日ですが、今や行政が主導する「最低賃金の引き上げ」が、正社員の賃金の上昇を上回り、最低賃金に応じて給与を引き上げるといった事態が起きています。

東京都の最低賃金は1,072円。単純に試算すると月額17万1,520円(1,072円×160時間)です。一方、今年の春闘の賃上げでは高卒初任給が最賃にも達していないことも明らかになっています。

企業内最低賃金は、高卒初任給を想定しており、連合の2022春闘の企業内最低賃金の回答集計(7月5日)によると、製造業の回答額は16万5,962円。大手電機メーカーで組織する電機連合が16万6,903円、鉄鋼メーカーなどで組織する基幹労連が16万6,514円、

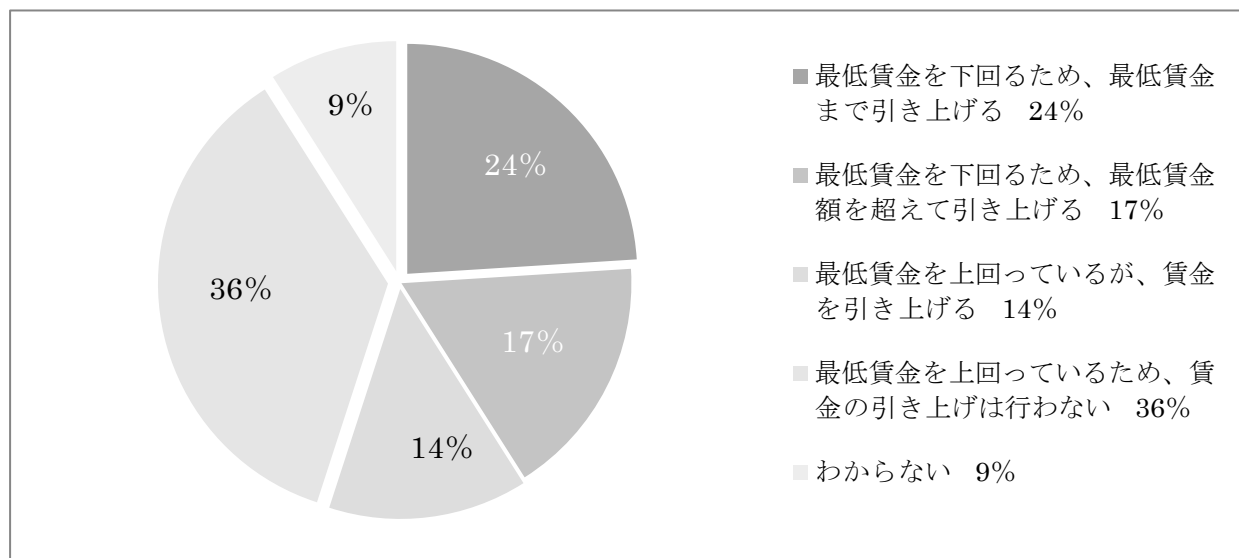
電力会社で組織する電力総連が16万7,400円。日本の基幹産業といわれる自動車産業で組織する自動車総連も16万5,059円です。いずれも、東京・神奈川の最低賃金を下回ります。

労働組合の取り組みとしては見過すことのできない事態となっています。

## ◆55%企業が「賃上げする」と回答

人材総合サービスを提供するエン・ジャパン株式会社(本社:東京都新宿区)による「最低賃金調査」のアンケートによると、432社から回答を得て、2022年度10月の最低賃金改定を知っているという認知度は95%。そのうち、55%が最低賃金アップを引き受け、「賃金を引き上げる」と回答しています(下図参照)。

## 2022年10月の最低賃金アップを受け、貴社では給与を変動させますか？



## 地域別最低賃金

	改定額	改定前	引上げ額		改定額	改定前	引上げ額
東京	<b>1,072円</b>	1041円	31円	千葉	<b>984円</b>	953円	31円
埼玉	<b>987円</b>	956円	31円	神奈川	<b>1,071円</b>	1040円	31円
茨城	<b>911円</b>	879円	32円	全国平均	<b>961円</b>	930円	31円

※効力の発生時期は、いずれも2022年10月1日

**●コロナ休校時助成金 来年3月まで延長に**

厚生労働省は10月31日、コロナに感染するなどして学校を休んだ子どもの親を支援する小学校休業等対応助成金について、対象期間を来年3月まで延長すると発表した。一方、特例については11月末で廃止するとしている。(11/1)

**●24.5%で定年が「65歳以上」**

厚生労働省は10月28日、2022年の就労条件総合調査の結果を公表した。それによると、一律定年制を定めている企業のうち、定年年齢を「65歳以上」としている割合は24.5%となり、平成29年の前回調査より6.7ポイント増え、平成17年の同調査開始以降過去最高となったことがわかった。また、最高雇用年齢を「66歳以上」とする企業は勤務延長制度がある企業で31.7%、再雇用制度がある企業で22.0%だった。(10/29)

**●デジタル給与払い、来年4月解禁へ**

厚生労働省の労働政策審議会は10月26日、給与をデジタルマネーで支払う制度の導入を盛り込んだ労働基準法の省令改正案を了承した。改正省令は11月に公布し、2023年4月に施行する。賃金の現金払いの例外として、銀行口座などへの振込みに加え決済アプリ口座なども対象とする。企業がデジタル給与支払いをするには、労使協定の締結、労働者の同意が必要。(10/27)

**●65歳以上の介護保険料、応能負担を強化**

厚生労働省は2024年度の介護保険制度改正で、65歳以上の介護保険料について応能負担を強化

する方針を固めた。社会保障審議会介護保険部会で31日から議論を開始し、今年末までにまとめることを目指す。なお、サービス利用時の自己負担1割は維持する方向。(10/27)

**●精神疾患の労災 女性「セクハラ」が主因**

政府は10月21日、2022年版「過労死等防止対策白書」を閣議決定した。白書によると、うつ病などの精神疾患で12～19年度に労災認定された3,853件の認定理由を男女別に分析したところ、男性の最多は「恒常的な長時間労働」(32%)で、女性は「セクハラ」(22%)だった。(10/21)

**●保険証を24年秋に廃止 マイナカードに**

河野デジタル相は10月13日、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、「マイナ保険証」としてマイナンバーカードに一本化することを表明した。紛失時に約2カ月を要することがある再発行までの期間短縮や申請可能な場所の拡充といった対策も進める。また、運転免許証とマイナンバーカードの一本化についても従来の24年度末から前倒しを検討することも示した。(10/13)

**●実質賃金 8月は1.7%減で5カ月連続減**

厚生労働省は10月7日、8月の毎月勤労統計調査(速報)を発表した。労働者1人当たりの名目賃金は27万9,388円と前年同月比で1.7%上昇したが、物価変動を反映した実質賃金は前年同月比1.7%減と、5カ月連続で減少した。(10/7)

